帰還困難区域(大熊町)所在の申立人が所有する土地(登記地目上及び課税地目上は山林及び雑種地)の財物損害について、原発事故前に同土地が別荘地の区画として販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地の近くまで水道管が敷設されていること、同土地上には竹林が生育していないこと等の事情を考慮し、近隣の宅地の地価を基に、宅地に対する価値の割合を約9割として算定された損害額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、以下の損害項目について和解することと し、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

- (1) 損害項目 別紙物件目録記載の土地に係る財物損害 金190万円
- (2) 弁護士費用

金5万7000円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、合計金195万7000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。 また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センタ ーに交付する。

令和4年4月4日 (別紙物件目録省略)

(仲介委員 髙橋 一郎)